

体制等状況一覧(案) [関係告示等加筆版]

事業所名	
報告区分(住居・従たる施設等名)	
事業所番号	

提供サービス	その他該当する体制等		資料掲載頁	告示番号	新設・変更
各サービス共通	地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		関係告示	
居宅介護	特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	7	第1の1注12 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	9	第1の5注 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり			
	キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及びII 及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	9	第1の5注 及び関係告示	変更
	共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	4, 8	第1の1, 3	新設
	地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当			
重度訪問介護	特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III	14	第2の1注9 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	15	第2の6注 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	16	第2の7注 及び関係告示	
	キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及びII 及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	15	第2の6注 及び関係告示	変更
	共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	12, 15	第2の1, 4	新設
	地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当			
同行援護	特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	18	第3の1注7 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	18	第3の5注 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり			
	キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及びII 及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	18	第3の5注 及び関係告示	変更
	地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当			
行動援護	特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	19	第4の1注6 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	20	第4の5注 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	21	第4の6注 及び関係告示	
	キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及びII 及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	20	第4の5注 及び関係告示	変更
	地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当			

事業所名	
報告区分（住居・従たる施設等名）	
事業所番号	

提供サービス	その他該当する体制等		資料掲載頁	告示番号	新設・変更
各サービス共通	地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		関係告示	
療養介護	特例対象（※4）	1. なし 2. あり			
	定員超過	1. なし 2. あり			
	職員欠如	1. なし 2. あり	22	第5の1 注9(1) 及び関係告示	変更
	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	22	第5の1 注9(1) 及び関係告示	変更
	福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	23	第5の3	変更
	人員配置体制	1. なし 2. あり			
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	24	第5の6 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり			
	キャリアパス区分（※3）	1. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 3. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 4. IV（キャリアパス要件を満たさない） 5. V（職場環境等要件を満たさない） 6. V（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない）	24	第5の6 及び関係告示	変更
	指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当			
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当				

事業所名	
報告区分（住居・従たる施設等名）	
事業所番号	

提供サービス	その他該当する体制等		資料掲載頁	告示番号	新設・変更
各サービス共通	地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		関係告示	
生活介護 介護給付費	施設区分	1. 一般 2. 小規模多機能			
	定員超過	1. なし 2. あり			
	職員欠如	1. なし 2. あり	28	第6の5(1)	変更
	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	28	第6の5(1)	変更
	開所時間減算	1. なし 2. あり			
	開所時間減算区分（※5）	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	29	第6の6	変更
	短時間利用減算	1. なし 2. あり	28	第6の5(3)	新設
	大規模事業所	1. なし 5. 定員81人以上			
	医師配置	1. なし 2. あり			
	人員配置体制	1. なし 2. あり			
	福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	31	第6の3	変更
	常勤看護職員等配置	1. なし 2. I 3. II	32	第6の3の2	変更
	視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり			
	重度障害者支援体制	1. なし 2. あり	34	第6の7の2 及び関係告示	新設
	リハビリテーション加算	1. なし 2. あり	35	第6の8	変更
	食事提供体制	1. なし 2. あり			
	延長支援体制	1. なし 2. あり			
	送迎体制	1. なし 3. I 4. II			
	送迎体制（重度）	1. なし 2. あり			
	就労移行支援体制	1. なし 2. あり	38	第6の13の2	新設
	就労移行支援体制（継続就労者数）	継続就労者数（ ）	38	第6の13の2	新設
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	39	第6の14 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり			
	キャリアパス区分（※3）	1. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 3. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 4. IV（キャリアパス要件を満たさない） 5. V（職場環境等要件を満たさない） 6. V（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない）	39	第6の14 及び関係告示	変更
	主たる事業所サービス種類1（※6）	サービス種類コード（ ）			
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当				
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	25	第6の10	新設	
サービス管理責任者配置等（※7）	1. なし 2. あり	29	第6の1 注8の3（1）	新設	
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当				

事業所名	
報告区分（住居・従たる施設等名）	
事業所番号	

提供サービス	その他該当する体制等		資料掲載頁	告示番号	新設・変更
各サービス共通	地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		関係告示	
短期入所	施設区分	1. 福祉型 2. 医療型 3. 福祉型(強化)	40	第7の1イ 注4~4の5 二 注13の4、13の5	新設
	定員超過	1. なし 2. あり			
	職員欠如	1. なし 2. あり	48	第7の16	変更
	大規模減算	1. なし 2. あり	48	第7の1 注15の2	新設
	常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり	49	第7の2の2 注	新設
	重度障害者支援加算（強度行動障害）	1. なし 2. あり			
	単独型加算	1. なし 2. あり			
	医療連携体制加算（V）	1. なし 2. あり	50	第7の5 注5~7 及び関係告示	変更
	栄養士配置	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士			
	食事提供体制	1. なし 2. あり			
	送迎体制	1. なし 2. あり			
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	57	第7の14 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり			
	キャリアパス区分（※3）	1. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 3. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 4. IV（キャリアパス要件を満たさない） 5. V（職場環境等要件を満たさない） 6. V（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない）	57	第7の14 及び関係告示	変更
	主たる事業所サービス種類1（※6）	サービス種類コード（ ）			
	主たる事業所施設区分（※8）	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型			変更
	指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当			
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	41	第7の1ニ 注13の2~13の5	新設	
福祉専門職員配置等（※7）	1. なし 2. I 3. II		※共生型該当の場合のみ対象	新設	
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当				

事業所名	
報告区分(住居・従たる施設等名)	
事業所番号	

提供サービス	その他該当する体制等		資料掲載頁	告示番号	新設・変更
各サービス共通	地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		関係告示	
重度障害者等包括支援	送迎体制	1. なし 2. あり	62	第8の2の4 注1.2 及び関係告示	新設
	地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	63	第8の2の5 注 及び関係告示	新設
	精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	63	第8の2の6 注	新設
	強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	64	第8の2の7 注 及び関係告示	新設
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	64	第8の2の3 注 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり			
	キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及びII 及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. V (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	65	第8の2の3 注 及び関係告示	変更
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当				
施設入所支援	定員超過	1. なし 2. あり			
	職員欠如	1. なし 2. あり	66	第9の1 注3(1)	変更
	栄養士配置減算対象	1. なし 2. 非常勤栄養士 3. 栄養士未配置			
	夜勤職員配置体制	1. なし 2. あり	67	第9の2	変更
	重度障害者支援I体制	1. なし 2. あり	67	第9の3	変更
	重度障害者支援I体制(重度)	1. なし 2. あり			
	重度障害者支援II体制	1. なし 2. あり			
	視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり			
	夜間看護体制	1. なし 2. あり			
	地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり			
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	69	第9の14 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり			
	キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及びII 及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. V (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	69	第9の14 及び関係告示	変更
	指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当			
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当				

事業所名	
報告区分（住居・従たる施設等名）	
事業所番号	

提供サービス	その他該当する体制等		資料掲載頁	告示番号	新設・変更
各サービス共通	地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		関係告示	
自立訓練	施設区分	1. 機能訓練 2. 生活訓練 3. 生活訓練（宿泊型）			
	訪問訓練	1. なし 2. あり			
	視覚障害機能訓練専門職員配置	1. なし 2. あり			
	定員超過	1. なし 2. あり			
	職員欠如	1. なし 2. あり	72, 83	第10の1の4(1) 第11の1の6(1)	変更
	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	72, 83	第10の1の4(1) 第11の1の6(1)	変更
	標準期間超過	1. なし 2. あり			
	福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	73, 84	機能：第10の1の2 生活：第11の1の2	変更
	視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり			
	地域移行支援体制強化	1. なし 2. あり			
	リハビリテーション加算	1. なし 2. あり	76	第10の4の2	変更
	個別計画訓練支援加算	1. なし 2. あり	88	第11の4の3	新設
	短期滞在	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制			
	精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制			
	通勤者生活支援	1. なし 2. あり			
	地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり			
	精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	90	第11の5の10	新設
	強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	90	第11の5の11	新設
	食事提供体制	1. なし 2. あり			
	看護職員配置	1. なし 2. あり			
	送迎体制	1. なし 3. I 4. II			
	夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III			
	社会生活支援	1. なし 2. あり	78	第10の8の2 及び関係告示	新設
	就労移行支援体制	1. なし 2. あり	78	第10の8の3 及び関係告示	新設
	就労移行支援体制（継続就労者数）	継続就労者数（ ）	78	第10の8の3 及び関係告示	新設
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	69	第10の14 及び関係告示	変更
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり				
キャリアパス区分（※3）	1. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 3. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 4. IV（キャリアパス要件を満たさない） 5. V（職場環境等要件を満たさない） 6. VI（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない）	69	第10の14 及び関係告示	変更	
主たる事業所サービス種類1（※6）	サービス種類コード（ ）				
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当				
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	70, 81	第10の1ハ 注2の3 第11の1ホ 注4の2	新設	
サービス管理責任者配置等（※7）	1. なし 2. あり	73	第10の1 注4の4	新設	
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当				

事業所名	
報告区分(住居・従たる施設等名)	
事業所番号	

提供サービス	その他該当する体制等		資料掲載頁	告示番号	新設・変更
各サービス共通	地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		関係告示	
就労移行支援	施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型			
	就労定着率区分(※9)	1. 就職後6月以上定着率が5割以上 2. 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 3. 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 4. 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 5. 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 6. 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 7. 就職後6月以上定着率が0 8. なし(経過措置対象)	96	第12の1	変更
	定員超過	1. なし 2. あり			
	職員欠如	1. なし 2. あり	102	第12の1注5	変更
	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	102	第12の1注5	変更
	標準期間超過	1. なし 2. あり			
	福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	105	第12の9注1.2.	変更
	就労支援関係研修了	1. なし 2. あり	106	第12の12注及び別掲告示	変更
	視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり			
	就労定着支援体制(6月以上12月未満)	1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	103	第12の3	変更
	就労定着支援体制(12月以上24月未満)	1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	103	同上	変更
	就労定着支援体制(24月以上36月未満)	1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	103	同上	変更
	精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制			
	食事提供体制	1. なし 2. あり	104	第12の7	変更
	移行準備支援体制(I)	1. なし 2. あり	106	第12の13及び別掲告示	変更
	送迎体制	1. なし 3. I 4. II	107	第12の14及び別掲告示	変更
	社会生活支援	1. なし 2. あり	108	第12の15の4及び別掲告示	新設
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	108	第12の16及び別掲告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり			
	キャリアパス区分(※3)	1. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV(キャリアパス要件を満たさない) 5. V(職場環境等要件を満たさない) 6. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	108	第12の16及び別掲告示	変更
主たる事業所サービス種類1(※6)	サービス種類コード()				
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当				
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当				

事業所名	
報告区分（住居・従たる施設等名）	
事業所番号	

提供サービス	その他該当する体制等		資料掲載頁	告示番号	新設・変更
各サービス共通	地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		関係告示	
訓練等給付 就労継続支援A型	平均労働時間区分（※9）	1. 1日の平均労働時間が7時間以上 2. 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満 3. 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満 4. 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満 5. 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満 6. 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満 7. 1日の平均労働時間が2時間未満 8. なし（経過措置対象）	109	第13の1	新設
	定員超過	1. なし 2. あり			
	職員欠如	1. なし 2. あり	109	第13の1 注4	変更
	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	109	第13の1 注4	新設
	福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	118	第13の8	変更
	視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり			
	重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II			
	就労移行支援体制	1. なし 2. あり	117	第13の3	変更
	就労移行支援体制（継続就労者数）	継続就労者数（ ）	117	第13の3	変更
	賃金向上達成指導員配置	1. なし 2. あり	120	第13の12の2	新設
	送迎体制	1. なし 3. I 4. II	121	第13の13 及び別掲告示	変更
	食事提供体制	1. なし 2. あり	118	第13の7 注	変更
	社会生活支援	1. なし 2. あり	121	第13の14の3 及び別掲告示	新設
	就労継続A型利用者負担減免	1. なし 2. 減額（ 円） 3. 免除			
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	122	第13の15	変更
	福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり			
	キャリアパス区分（※3）	1. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 3. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 4. IV（キャリアパス要件を満たさない） 5. V（職場環境等要件を満たさない） 6. VI（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない）	122	第13の15	変更
	主たる事業所サービス種類1（※6）	サービス種類コード（ ）			
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当				
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当				

事業所名	
報告区分（住居・従たる施設等名）	
事業所番号	

提供サービス	その他該当する体制等		資料掲載頁	告示番号	新設・変更
各サービス共通	地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		関係告示	
就労継続支援B型	平均工賃月額区分（※9）	1. 平均工賃月額が4万5千円以上 2. 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満 3. 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 4. 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 5. 平均工賃月額が1万円以上2万円未満 6. 平均工賃月額が5千円以上1万円未満 7. 平均工賃月額が5千円未満 8. なし（経過措置対象）	123	第14の1 注2,3,4の2	変更
	定員超過	1. なし 2. あり			
	職員欠如	1. なし 2. あり			
	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	127	第14の1 注5(1)	変更
	福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	132	第14の8	変更
	視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり			
	重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II			
	就労移行支援体制	1. なし 2. あり			
	就労移行支援体制（継続就労者数）	継続就労者数（ ）	128	第14の3	変更
	目標工賃達成指導員配置	1. なし 2. あり			
	送迎体制	1. なし 3. I 4. II			
	食事提供体制	1. なし 2. あり			
	社会生活支援	1. なし 2. あり	135	第14の16の2	新設
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	135	第14の17 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり			
	キャリアパス区分（※3）	1. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 3. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 4. IV（キャリアパス要件を満たさない） 5. IV（職場環境等要件を満たさない） 6. V（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない）	135	第14の17 及び関係告示	変更
	主たる事業所サービス種類1（※6）	サービス種類コード（ ）			
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当				
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当				

事業所名	
報告区分（住居・従たる施設等名）	
事業所番号	

提供サービス	その他該当する体制等		資料掲載頁	告示番号	新設・変更
各サービス共通	地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		関係告示	
就労定着支援	就労定着支援利用者数	1. 利用者数が20人以下 2. 利用者数が21人以上40人以下 3. 利用者数が41人以上	136	第14の2の1 注2	新設
	就労定着率区分	1. 就労定着率が9割以上 2. 就労定着率が8割以上9割未満 3. 就労定着率が7割以上8割未満 4. 就労定着率が6割以上7割未満 5. 就労定着率が5割以上6割未満 6. 就労定着率が4割以上5割未満 7. 就労定着率が3割以上4割未満	136	第14の2の1 注2	新設
	職員欠如	1. なし 2. あり	138	第14の2の3(1)	新設
	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	138	第14の2の3(1)	新設
	就労定着実績	1. なし 2. あり	139	第14の2の4	新設
	職場適応援助者養成研修修了者配置体制	1. なし 2. あり	139	第14の2の5	新設
	地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当			
自立生活援助	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	140	第14の3	新設
	標準期間超過	1. なし 2. あり	142	第14の3の1(3)	新設
	福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	143	第14の3の2 注1～3	新設
	地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当			
共同生活援助	施設区分	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型	146	第15の1の2	新設
	大規模住居(※10)	1. なし 2. 定員8人以上 3. 定員21人以上 4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)			
	職員欠如	1. なし 2. あり		第15の1 注7 第15の1の2 注7(外部サービス)	変更
	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	146	第15の1 注7 第15の1の2 注7(外部サービス)	変更
	福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III			
	視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり			
	看護職員配置体制	1. なし 2. あり	156	第15の1の4の3	新設
	夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III			
	夜勤職員加配体制	1. なし 2. あり	156	第15の1の5の2	新設
	重度障害者支援職員配置(※11)	1. なし 2. あり			
	地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり			
	精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	160	第15の6の2	新設
	強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	160	第15の6の3 及び関係告示	新設
	医療連携体制加算(V)	1. なし 2. あり			
	通勤者生活支援	1. なし 2. あり			
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	162	第16の9 及び関係告示	変更
	福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり			
	キャリアバス区分(※3)	1. I (キャリアバス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアバス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアバス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアバス要件を満たさない) 5. V (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアバス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	162	第16の9 及び関係告示	変更
	指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当			
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当			新設	

		事業所名			
		報告区分(住居・従たる施設等名)			
		事業所番号			
提供サービス	その他該当する体制等		資料掲載頁	告示番号	新設・変更
各サービス共通	地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		関係告示	

注 網掛けは、変更・追加された項目です。

- ※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算
自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算
- その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。
生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。
- なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。
- ※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。
- ※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」で設定されていた場合に設定する。
- ※4 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。
- ※5 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※6 「主たる事業所サービス種類1」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「2. あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスの場合「32:施設入所支援」を設定する。短期入所については指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助を含む)において行った場合は「33:共同生活援助」、指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合は「34:宿泊型自立訓練」、単独型事業所において行った場合は「22:生活介護」を設定する。
- ※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※8 「主たる事業所施設区分」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「2. あり」であり、共同生活援助事業所にて短期入所を実施する場合、「1:介護サービス包括型」、「2:外部サービス利用型」、または「3. 日中サービス支援型」を設定する。
- ※9 就労移行支援及び就労移行支援(養成)について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。
就労継続支援A型について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から1年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。
就労継続支援B型について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から1年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。
- ※10 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。
- ※11 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。